

2022.6

夏

広島県 医療勤務環境改善支援センター

News Letter

労働と研鑽の院内ルールを作成・周知とシステムづくりが重要

医師への時間外労働の上限規制は2024年4月からの適用です。年間の時間外・休日労働が960時間超の医師がいる医療機関では、B水準など時間外労働の水準について都道府県による指定が必要となります。

医師の時間外労働を正確に把握するためには、**労働と研鑽のすみ分け**が必要となります。時間外に発生する業務が労働と研鑽のどちらにあたるかは、上長指示の有無や業務上必須であるか否かなどにより判断されます（下表）。

この考え方を踏まえた上で、時間外に発生する業務の内容を**分かりやすく分類設定**し、さらに申請、承認の方法を含めて**院内ルールを作成・周知**し、実際の運用では**労務管理システムや表計算ソフト**などを用いて時間外労働を把握していきます。

実効的な時間外労働短縮や勤務環境改善のためには、時間外労働を正確に把握することが重要となります。



【表】労働と研鑽について

※ 必ず、引用の資料や最近の情報も確認ください

労働	<ul style="list-style-type: none"> ・所定労働時間内の勤務場所における研鑽 ・時間外でも、上長の指示がある研鑽 ・時間外でも、就業規則等で実施を余儀なくされる場合 ・時間外でも、業務上必須な研鑽 <p>診療の準備又は診療に伴う後処理として不可欠なもの 見学中に診療を行った場合</p>
研鑽	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外で、上長の指示がない場合の研鑽 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 診療ガイドラインの勉強、新しい治療法、新薬についての勉強、手術や処置等の予習や振り返りなど - 学会や外部の勉強会、院内勉強会への参加、準備、本来業務とは区別された臨床研究に係る診療データの整理・論文執筆、大学院の受験勉強、専門医の取得や更新に係る症例報告作成等 - 手技を向上させるための手術の見学

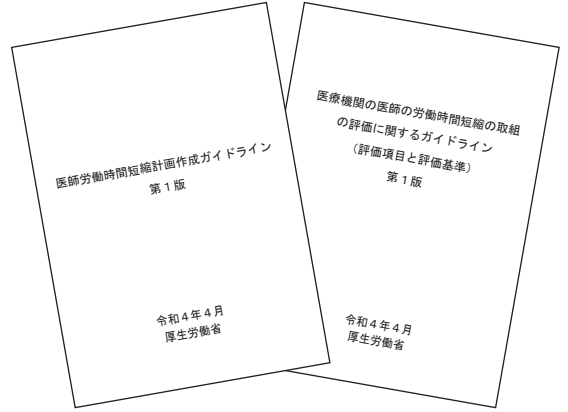
最近の動き

医師労働時間短縮計画(以下、時短計画)作成ガイドライン第1版、公開される

令和4年4月1日付で、時短計画作成ガイドライン第1版が公開されました。

令和3年8月4日の第13回医師の働き方改革の推進に関する検討会(以下、検討会)で示された案を経て今回の公開に至りました。医療機関では、当ガイドラインに基づいて時短計画や令和6年4月からの時短計画案を作成することができ、必要に応じて医療機関勤務環境評価センターによる評価を受けることができます。

また同日付で、医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン第1版も公開されました。当ガイドラインは、令和3年8月23日の第14回検討会で示された内容から必須項目(評価が×となると評価保留となる項目)の変更等がされており、内容確認と対応が必要となります。



お知らせ セミナーのご案内

令和4年6月21日14時から、メルパルク広島及びオンラインにて「第8回医療勤務環境セミナー」(主催:広島県)を開催する予定です。セミナーでは、「スムーズに時短計画を作成するために」や「時短計画と労務管理」についての講演等を予定しています。

ご参加等のお問合せは、下記センターまでご相談ください。

最近の活動

医療機関への訪問

広島県医療勤務環境改善支援センターの活動の一つである医療機関への訪問支援については、令和3年度は6施設延べ15回以上実施しました。

そのなかで医師の働き方改革についての相談や負担の少ない簡便なアンケート(右図)等を用いた勤務環境改善などの支援を行いました。またコロナ禍にて、オンラインによる相談支援も増えています。

本年度も、お気軽に下記電話番号までご相談ください。

●勤務環境チェックシート(OK様式)		部署:
チェックポイント		○△×
1 有給休暇を希望どおりにとることができる。		
2 くつろげる休憩場所があり、適切に休憩をとることができる。		
3 保育や介護のことで困っていない。		
4 残業、夜勤、当直等で疲弊していない。(手当も含めて)		
5 日々、ぐっすり睡眠をとれている。		
6 身体も心も、健康的な環境で仕事ができている。		
7 職場で質のよい食事(栄養、安全、手ごろな価格)をとることができる。		
8 健康診断を定期的に受けている。		
9 暴力・暴言、クレーム対策がしっかりしていると思う。		
10 ハラス、セクハラ、いじめ等で困ったり、不快ことはない。		
11 補助職(医療ケア、看護補助、パート、アルバイト等)が効果的に導入されていると思う。		
12 仕事量がちょうどよい。(忙しすぎない、ひま過ぎない)		
13 職場安全(医療安全など)の対策がしっかりしており、安心できる。		
14 普段、職場でコミュニケーションが上手くとれていると思う。		
15 5S(整理、整頓、掃除、清潔、しつけ)の風土がある。		
16 どちらかというと、いつも笑顔である。		
17 顧客(患者さん、職場スタッフなど)に喜ばれることが多い。		
18 昇格、昇給、給与、手当など、人事評価に納得している。		
19 希望する研修や学会に参加することができる。		
20 自身も、職場も、将来は明るいと感じる。		

※使用、転載等の際は、必ずセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医療介護基盤課内

TEL:082-513-3057

受付時間:(平日)10時~12時、13時~16時
(土日祝日、年末年始を除く)